

附属書五（第八章関係） 金融サービス

第一節 適用範囲及び定義

1 この附属書は、金融サービスの提供に影響を及ぼす措置について適用する。この附属書において「金融サービスの提供」というときは、第九十五条(v)に規定するサービスの提供をいう。

2 (a) この附属書の適用上、

(i) 「金融サービス」とは、金融の性質を有するすべてのサービスであつて締約国の金融サービス提供者が提供するものをいう。金融サービスは、すべての保険及び保険関連のサービス並びにすべての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）から成り、次の活動を含む。

(A) 保険及び保険関連のサービス

(AA) 元受保険（共同して行う保険を含む。）

(aa) 生命保険

- (b) 生命保険以外の保険
- (B) 再保険及び再々保険
- (C) 保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）
- (D) 保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）
- (B) 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）
- (AA) 公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ
- (B) すべての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）
- (C) ファイナンス・リース
- (D) すべての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）
- (E) 保証
- (F) 自らの又は顧客のために行う次のものの取引（取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで

行われるかを問わない。)

- (aa) 短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）
 - (b) 外国為替
 - (cc) 派生商品（先物及びオプションを含む。）
 - (dd) 為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。）
 - (ee) 譲渡可能な有価証券
 - (ff) その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）
 - (gg) すべての種類の有価証券の発行への参加（公募で行うか私募で行うかを問わず委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）
- (iii) 資金媒介業
- (ii) 資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、すべての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）
 - (j) 金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算の

サービス

(KK) 他の金融サービスを提供する者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサービス

(LL) (AA)から(KK)までに規定するすべての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにこれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）

(ii) 「金融サービス提供者」とは、金融サービスを提供することを希望し、又は提供している締約国の自然人又は法人をいう。ただし、金融サービス提供者には、公的機関を含めない。

(iii) 「公的機関」とは、次のものをいう。

(A) 締約国の政府、中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し、若しくは支配する機関であつて主として政府の機能の遂行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの（主として商業的な条件に基づき金融サービスの提供に従事する機関を除く。）

(B) 中央銀行又は金融当局が通常遂行する機能を遂行している私的機関。ただし、当該機能を遂行し

ているときに限る。

(iv) 第九十五条(p)において用いる「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、次の活動をいう。

(A) 中央銀行又は金融当局が行う活動及びその他の公的機関が金融政策又は為替政策を遂行するために行う活動

(B) 社会保障又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動

(C) 公的機関が政府の勘定のために若しくは政府の保証の下に又は政府の財源を使用して行うその他の活動

(b) 締約国が自国の金融サービス提供者に対し(a)(iv)(B)又は(C)に規定するいずれかの活動について公的機関又は金融サービス提供者との競争を行うことを認める場合には、第九十五条(p)に規定する「サービス」には、当該活動を含める。

(c) 第九十五条(q)の規定は、この附属書の対象となるサービスについては、適用しない。

第二節 国内規制

1 第八章の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。当該措置については、同章の規定に適合しない場合には、同章の規定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いてはならない。

2 第八章のいかなる規定も、締約国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報、公的機関が所有する秘密の情報又は公的機関が専有する情報の開示を要求するものと解してはならない。

第三節 承認

1 締約国は、金融サービスに関連する自国の措置の適用方法を決定するに当たり、信用秩序の維持のための措置であつて国際的な規制機関又は第三国のものを承認することができる。措置の調和その他の方法により行うことができる承認は、当該国際的な規制機関若しくは第三国との協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に行うことができる。

2 1に規定する協定又は取決めの当事者である締約国は、当該協定又は取決めが現行のものであるか将来のものであるかを問わず、他方の締約国に対し、同様の規制及び監督が存在し、その規制が同様に実施さ

れ、並びに適当な場合には当該協定又は取決めの当事者間の情報の共有に関する手続と同様の手続が存在することが可能な状況の下で、当該協定若しくは取決めへの当該他方の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。締約国は、承認を一方的に与える場合には、他方の締約国に対し、そのような状況が存在するか否かについて意見を表明するた
めの機会を十分に与える。

第四節 紛争解決

信用秩序の維持の問題その他の金融の問題に関する紛争について第四百四十八条の規定に基づいて設置される仲裁裁判所は、紛争の対象となっている特定の金融サービスに関して必要な専門的知識を有するものとする。

第五節 新たな金融サービス

1 一方の締約国は、他方の締約国の金融サービス提供者が当該一方の締約国において新たな金融サービスを提供するために行う申請を客観的に検討する。新たな金融サービスの提供については、当該一方の締約国の関連する免許に係る要件、制度上の要件、法的形態に係る要件その他の要件に基づき、かつ、当該一

方の締約国が無差別の原則の下に行う承認を条件とする。

- 2 1の規定の適用上、「新たな金融サービス」とは、金融の性質を有する新たなサービスをいい、既存の若しくは新たな商品若しくはサービスに関連するサービス又は当該商品若しくはサービスが提供される態様であつて、一方の締約国内では提供されていないが他方の締約国内では提供されているものを含む。

第六節 金融サービスに関する作業部会

- 1 第一百十条4の規定に従い、金融サービスに関する作業部会（以下この節において「作業部会」という。）をサービスの貿易に関する小委員会（以下この節において「小委員会」という。）の下に設置する。

- 2 作業部会の任務は、次の事項に関する意見を交換することに限る。

- (a) 信用秩序の維持のための政策及び一方の締約国の金融機関であつて他方の締約国内において業務を行うものに対する監督

- (b) 両締約国の金融市場の革新

- (c) 両締約国の金融市場の発展

- (d) 両締約国が相互に重要と認める金融サービスに関するその他の事項

- 3 作業部会は、金融サービスに関する約束について交渉しない。
- 4 作業部会は、小委員会に対しその業務について報告する。
- 5 作業部会は、各締約国の権限のある当局間の意見及び情報の交換であって現在又は将来の連絡経路を通じてたものの機会を妨げてはならない。
- 6 作業部会は、少なくとも毎年一回会合する。
- 7 作業部会は、次の者で構成する。
 - (a) 日本国については、金融庁の上級職員及び適当な場合には外務省の上級職員
 - (b) マレーシアについては、マレーシア中央銀行及び証券委員会の代表者